

令和3年（行コ）第18号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 多田 雅史

被控訴人 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター

## 証 拠 説 明 書 ( 1 0 )

令和3年3月26日

名古屋高等裁判所 民事第1部 御中

控訴人 多田 雅史

号証	標 目	原/写	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 177	最高裁判例	写	H17.12.15	最高裁判所 第三小法廷	原審が争点(1)及び(2)の判断根拠とした最高裁判例（原審引用の最判＝最高裁判所昭和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）は、平成16年に行政事件訴訟法が改訂された後の甲177の最判により、 <u>原審引用の最判は「従来の公式」と称されたうえで、解釈変更されていること。</u>
甲 178	国立研究開発法人 国立循環器病研究センター	写	2016/8/24	被控訴人 理事長 小川久雄	被控訴人の理事長小川久雄は、センターの基本理念は3つについて、『第

	理事長小川久雄				<p>一は「<u>循環器病の予防と制圧</u>」の国際拠点を目指すこと。第二はOICやイノベーションパークを中心としたオープンイノベーションにより最先端医療・医療技術の開発で世界をリードすること。第三はオープンイノベーションに連動した周辺エリアの産業活性化を起こすことです。陸路、空路の便が良く、近隣にもトップレベルの大学や研究機関が集積する健都を、<u>循環器疾患分野の予防、治療、研究、情報発信等で世界をリードする地域、「健康・医療のまち」</u>にできるよう取り組んでまいります。』としていること。</p>
甲 179	国立循環器病研究センター 理事長からのご挨拶	写	2021.3.19 印刷	被控訴人 理事長 小川久雄	<p>被控訴人の理事長小川久雄は、『<u>私達の目標は世界一の循環器病研究センターを作ること</u>です。そのためには、乗り越える</p>

					べき幾多の課題がありますが、職員全員が一丸となって、世界一を目指していきます。』としていること。
甲 180	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律	写	2021.3.20 印刷	総務省行政管理局	被控訴人は、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律3条2項で、「 <u>循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、循環器病に関する高度かつ専門的な医療の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。</u> 」とされているため、被控訴人の主張は、上記の設立目的に違反していること。
甲181	裁判例検索結果一覧	写	R3.3.20 印刷	最高裁判所	甲181から甲183の最判の検索結果一覧。

<p>甲 1 8 2</p>	<p>最高裁判例 平成19(受)1919</p>	<p>写</p>	<p>H21. 1. 22</p>	<p>最高裁判所 第一小法廷</p>	<p>最高裁判例は、『預金契約に基づいて金融機関の処理すべき事務には、預金の返還だけでなく、振込入金を受入れ、各種料金の自動支払、利息の入金、定期預金の自動継続処理等、委任事務ないし準委任事務（以下「委任事務等」という。）の性質を有するものも多く含まれている。委任契約や準委任契約においては、受任者は委任者の求めに応じて委任事務等の処理の状況を報告すべき義務を負うが（民法645条，656条），これは、<u>委任者にとって、委任事務等の処理状況を正確に把握するとともに、受任者の事務処理の適切さについて判断するためには、受任者から適宜上記報告を受けることが必要不可欠であるためと解される。</u>』としている。</p>
--------------------	------------------------------	----------	-------------------	------------------------	---

<p>甲 1 8 3</p>	<p>最高裁判例 平成19(受)1401</p>	<p>写</p>	<p>H20.7.4</p>	<p>最高裁判所 第二小法廷</p>	<p>最高裁判例は、『コンビニエンス・ストアは、商品を仕入れてこれを販売することによって成り立っているのであり、商品の仕入れは、加盟店の経営の根幹を成すものといふことができるところ、加盟店経営者は、被上告人とは独立の事業者であつて、自らが支払義務を負う仕入先に対する代金の支払を被上告人に委託しているのであるから、仕入代金の支払についてその具体的内容を知りたいと考えるのは当然のことといふべきである。また、前記事実関係によれば、被上告人は、加盟店経営者から商品の発注データ及び検品データの送信を受け、推薦仕入先から検品データに基づく請求データの送信を受けているといふのであるから、被上告人に集約された情報の範囲内で、本件資</p>
--------------------	------------------------------	----------	----------------	------------------------	---

			<p>料等提供条項によって提供される資料等からは明らかにならない具体的な支払内容を加盟店経営者に報告すること（以下、この報告を「本件報告」という。）に大きな困難があるとも考えられない。そうすると、本件発注システムによる仕入代金の支払に関する被上告人から加盟店経営者への報告について何らの定めがないからといって、<u>委託者である加盟店経営者から請求があった場合に、準委任の性質を有する本件委託について、民法の規定する受任者の報告義務（民法656条、645条）が認められない理由はなく、本件基本契約の合理的解釈としては、本件特性があるために被上告人は本件報告をする義務を負わないものと解されない限り、被上告人は本件報告をする義務を</u></p>
--	--	--	--

					<u>免れないものと解するのが相当である。』として</u> <u>いる。</u>
甲 184	最高裁判例 平成15(行ヒ)68	写	H18.9.14	最高裁判所 第一小法廷	最高裁判例は、『上記の 事件処理の報告義務は、 <u>委任契約から生ずる基本</u> <u>的義務（民法645条）</u> であり、依頼者に対し適 切な自己決定の機会を保 障するためにその前提と なる判断材料を提供する という趣旨で、事件を受 任した弁護士が負うべき <u>重要な義務である。また</u> 、金品の引渡し等の義務 も、委任契約から生ずる 基本的な義務である（民 法646条）。そうする と、特に依頼者のために 預かった金品に関する報 告は重要なものというべ きである。さらに、依頼 事項に関連して相手方や 第三者から金品を預かつ た場合、そのことを依頼 者に報告することも報告 義務の内容となるという

					べきである。』とする。
甲 185	横浜市立大学医学部附属病院の医療事故に関する中間とりまとめ	写	H11.3.24	横浜市立大学医学部附属病院の医療事故に関する事故対策委員会	横浜市立大学医学部附属病院において、平成11年1月11日に2人の患者を取り違えて手術を行うという医療事故を起こし、このようなことは、医療機関としてあってはならない重大な事故であり、患者さんご家族・ご親族に心よりお詫びし、また市民をはじめ多くの方々に不安を与えたことを深く謝罪し、医療事故を起こすに至った問題点の分析と緊急対応策の検討を行うとともに、今後早急に取り組まなければならない課題を整理し、病院再生の第一歩としてこのとりまとめを作成していること。 <u>現在、この結果が全国の医療機関に提供され、我が国の医療安全が向上したこと。</u>
甲 186	医療事故の再発防止に向けた提	写	R3.3.15	厚生労働省 医政局総務	医政安発0315第5号 及び薬生安発0315第



の1	言第13号の公表について			課医療安全推進室長 厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬安全対策課長	3号において、医療機関から報告された医療事故報告13号が、一般社団法人 日本医療安全調査機構から報告された事実について、厚生労働省が公表したこと。
甲 186 の2	医療事故の再発防止に向けた提言第13号 胃瘻造設・カテーテル交換に係る死亡事例の分析【抄】	写	2021年3月	医療事故調査・支援センター（一般社団法人 日本医療安全調査機構）	医療事故調査制度により、医療機関から報告された重大医療事故の情報が、医療事故調査・支援センターから全国の医療機関へ情報提供され、類似事故の再発防止対策を採ることにより、医療安全の向上が進められているため、医療事故の報告制度が医療安全の根幹であること。
甲 187	改正行政事件訴訟法 改正法の要点と逐条解説	写	2004.7.5	宇賀克也 （現在の最高裁判所第三小法廷判事、東京大学大学院法学政治学研究科教授、平成16年当時、東京大学大学院法学政治学研究科教授、	宇賀克也（現在の最高裁判所第三小法廷判事、東京大学大学院法学政治学研究科教授、平成16年当時の行政事件訴訟法の改正検討会委員）は、改正行政事件訴訟法の改正法の要点について、「今

				平成16年当時の行政事件訴訟法の改正検討会委員)	回の行政事件訴訟法の改正は、国民の権利利益のより実効的な救済手続を整備する観点から行われ、救済範囲の拡大、審理の充実・促進、行政訴訟を利用しやすく分かりやすくするための仕組みの整備、仮の救済制度の拡充を四つの柱として行われた。」としていること。
甲 188 の1	書類送付のご案内	写	2021.1.5	被控訴人	控訴人の情報開示請求に応じて、被控訴人が、甲188の2の被控訴人の内部の「医薬品情報第1号（平成29年度）」を開示し書類送付のご案内としたこと。
甲 188 の2	医薬品情報第1号（平成29年度）	写	H29.4.25	被控訴人の 薬剤部長	被控訴人は、平成29年3月21日付で改訂されたベンゾジアゼピン医薬品添付文書の改訂に際して、同年4月25日付の甲188の2の院内周知資料を用いて、ベンゾジアゼピン医薬品添付文書

				<p>の改訂内容を院内へ周知している。したがって、被控訴人は、遅くとも同年4月25日には、ベンゾジアゼピン医薬品添付文書の改訂（ベンゾジアゼピン臨床用量依存等を警告した）を把握していたにもかかわらず、本件医療事故訴訟の控訴（甲8）に当たり、同年5月18日付の控訴理由書（甲39）で、『しかし、本件当時の医学的知見としてベンゾジアゼピン系薬物の「臨床用量依存」という概念は、当時はおろか現在においても医学的知見として確立された定義はなく、かかる概念についての説明義務を負うことはありえない。現に、ランドセンの添付文書には副作用として大量連用の場合の依存についての記載はあるが、「臨床用量依存」については何ら言及されておらず</p>
--	--	--	--	--

					<p>（現在のものも同様である）、これらは医学的知見として確立していないことの証左である。』（甲39の控訴理由書の8頁の（2）イ項）と事実と相違する主張をして控訴した。</p> <p>したがって、被控訴人は、控訴理由が存在しないことを知りながら、本件医療事故訴訟の1審の仮執行宣言付き判決の強制執行を停止させたいと、控訴手続きしているため、民事訴訟法403条1項3号に違反していたこと。</p>
甲 189 の1	新たに2論文で もねつ造・改ざ ん 臨床研究 中止に	写	2021.1.30	N H K	大阪大学などに所属していた医師（被控訴人所属の医師）が発表した肺がんの治療などに関する論文が研究不正と認定された問題で大学及び被控訴人（理事長小川久雄）は、新たに2つの論文にデータのねつ造などがあつ

					たと発表した。論文は、実際の患者に薬を投与する臨床研究の根拠となっていて、大学及び被控訴人は研究の中止を決めたこと。
甲 189 の2	阪大・国循の元 医師、がん論文 不正新たに2本 …実験グラフに 捏造や改ざん	写	2021.1.30	読売新聞	大阪大と国立循環器病研究センター（国循、大阪府吹田市）に在籍していた男性医師が研究論文5本で不正をしていたとされる問題で、国循の調査委員会（委員長＝仲野徹・大阪大教授）が新たにがん関連の論文2本で捏造ねつぞうと改ざんの不正があったと認定する方針を決めたこと。2本の責任著者だった国循の元研究所長にも管理責任があるとみていること。
甲 189 の3	論文不正、先進 医療の臨床研究 を中止 国循・ 阪大が発表	写	2021.1.30	朝日新聞	国立循環器病研究センター（国循、大阪府吹田市）と大阪大は30日、所属していた医師らが発表した論文2本に捏造、改ざんがあったと発表した。

					そのうち1本は、心臓病の薬に肺がん転移を抑える効果があるかを調べる臨床研究の根拠になっていたため、阪大は臨床研究を中止することを決めたこと。
甲 189 の4	「医師が論文5本で捏造や改ざん」阪大と国循が発表	写	2020.8.18	朝日新聞デジタル	大阪大と国立循環器病研究センター（国循）は、以前所属していた野尻崇医師が発表した論文5本に捏造・改ざんがあったと発表した。そのうちの1本は、心臓病の薬に肺がん転移を抑える効果があるかを調べる臨床研究で、安全性の根拠になっている。データに疑問が生じたことで、今後、臨床研究の進め方を検討する。野尻氏は不正を認めていない。すでに阪大も国循も退職しているが、阪大は懲戒解雇処分に相当するとしていること。
甲 189	「先進医療の中止も想定」阪	写	2020.8.21	朝日新聞デジタル	大阪大と国立循環器病研究センター（国循）に所

の5	大の研究不正で 国審査部会				属していた医師の論文5 本に捏造・改ざんがあつ た問題で、厚生労働省の 先進医療技術審査部会は 20日、その論文が根拠の 一つとなった先進医療に ついて、「中止も想定し ないといけない」と指摘 した。先進医療をするた めの根拠となった最も重 要な論文についても疑義 が出ていることから、そ の論文の科学的な妥当性 について、次回の部会ま でに報告するよう求めた こと。
甲 190 の1	三重大医学部付 属病院の元教授 第三者供賄の 疑いで逮捕	写	2021.1.6	N H K	三重大学医学部附属病院 の臨床麻酔部長だった元 教授の亀井が、医療機器 の調達をめぐってメーカ ー側から200万円をみ ずからが代表理事を務め る団体の口座に振り込ま せたとして、第三者供賄 の疑いで逮捕された。警 察は、メーカーの支店の 営業部長なども贈賄の疑

					<p>いで逮捕し、どのようないきさつで機器が選定されたのかなど解明を進める方針。</p> <p><u>亀井元教授は、国立循環器病研究センターの医師を経て、5年前に三重大学医学部附属病院の臨床麻酔部の准教授として赴任し、2年後、教授になっていること。</u></p>
甲 190 の2	華麗な経歴「カリスマ」 三重大元教授逮捕、資金集めに疑問も	写	2021.1.7	中日新聞	<u>亀井容疑者は、防衛医大を卒業し米ハーバード大に留学。「循環器疾患の総本山」と評される国立循環器病研究センター（大阪府）で約二十年勤務したこと。</u>
甲 191 の1	病院機能評価結果の情報提供（国循）	写	2021.3.21 印刷	公益財団法人 日本医療機能評価機構	被控訴人は、甲189及び甲190等の不正行為により、日本医療機能評価機構が、甲191の2の運用要領に従い、被控訴人の「病院機能評価事業」の認証を停止していること。
甲	病院機能評価認	写	2021.3.21	公益財団法人	日本医療機能評価機構が



191 の2	定に関する運用 要領		印刷	人 日本医療機 能評価機構	「病院機能評価事業」の 認証に使用している運用 要領で、 <u>「病院幹部の汚 職」（別紙2）があった 場合、認証不可能として いること。</u>
-----------	---------------	--	----	---------------------	---

以上